

保土ヶ谷区会計年度任用職員

（こども家庭支援課女性福祉相談員）を募集します！

保土ヶ谷区では、保護を必要とする女性に寄り添い、支援を行う保土ヶ谷区会計年度任用職員（女性福祉相談員）を募集します。不安を抱える女性を応援したい！という意欲のある方、私たちと一緒に、誰もが安心して過ごせるまち・横浜をつくりませんか？

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> (1)電話や窓口でのDV等の受付相談、制度説明、軽易なインテーク (2)女性相談記録作成、整理等の補助 (3)他機関との連絡調整補助 (4)婦人保護統計集計作業、報告書作成補助 (5)住民基本台帳支援措置事務補助(軽易な聞き取りを含む) (6)その他、女性福祉相談業務の事務的な補助 <p>※その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）</p>
応募要件	<p>(1)下記のいずれかに該当していること</p> <p>ア 社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験受験資格を有する者 イ 社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ウ 厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目的うち3科目以上を履修し、卒業した者 エ 福祉事務所において相談・援助業務の実務経験が5年以上ある者</p> <p>(2)地方公務員法第16条により、次に該当する人は受験できません。</p> <p>ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 オ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者</p>
募集人数	1名
雇用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
勤務時間	午前9時30分から午後4時30分まで(休憩1時間を含む)
勤務日	月曜日から金曜日のうち、あらかじめ所属長が指定する週2日勤務

勤務場所	保土ヶ谷区こども家庭支援課(横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9)
報酬等	<p>(1) 日額 10,176 円 ※報酬額については令和 8 年 2 月時点の予定額です。 制度改正等により金額は変更になる可能性があります。</p> <p>(2) 期末手当・勤勉手当・通勤費用(実費相当額)を別途支給 その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。</p>
休暇等	年次休暇等を付与
応募方法	<p>下記まで必要書類を提出してください。(郵送可。確実な郵送のため、「配達記録郵便」又は「簡易書留」扱いにして、封筒の表面に「会計年度任用職員(こども家庭支援課女性福祉相談員)応募書類在中」と朱書きしてください。)</p> <p>(1) 提出書類(様式は保土ヶ谷区「採用情報」のホームページからダウンロード、または区役所窓口でもお渡します。) 会計年度任用職員申込書</p> <p>(2) 受付期間 令和 8 年 2 月 27 日(金曜日)必着(持参の場合は同日 17 時 00 分まで)</p> <p>(3) 提出先</p> <p>①窓口でのご提出の場合 保土ヶ谷区役所3階 こども家庭支援課窓口</p> <p>②郵送でのご提出の場合 〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地の9 保土ヶ谷区役所こども家庭支援課 「女性福祉相談員」採用担当まで</p> <p>※この選考において提出された書類は、一切返却しません。また、いただいた個人情報は、採用選考においてのみ使用します。</p>
選考内容	<p>(1) 面接選考 令和 8 年 3 月 4 日(水曜日) ※時間等詳細は、申込者全員に別途通知します。</p> <p>(2) 面接選考結果通知 令和 7 年 3 月中旬以降に受験者全員に文書で通知します。</p>
その他	令和 8 年度予算が横浜市会において議決されなかった場合は、選考に合格しても採用されないことがあります。

【担当】 保土ヶ谷区こども家庭支援課 女性福祉相談員採用担当 電話 045-334-6297